

高山市告示第106号

高山駅西地区複合・多機能施設整備事業について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので、別紙のとおり公告する。

令和7年9月8日

高山市長 田 中 明

公募型プロポーザル参加資格審査申請書及び提案書等の受付について

下記の業務について、公募型プロポーザル方式により受託事業者の選定を行います。

つきましては、下記の要領でプロポーザル参加資格審査申請書及び提案書等の受付をします。

1 業務概要

(1) 業務名

高山駅西地区複合・多機能施設整備事業（08総合第1号ほか）

(2) 業務目的

J R 高山駅及び周辺地区は、国内外から多くの観光客を受け入れる国際観光都市飛騨高山の玄関口であるとともに、飛騨地域における公共交通の重要な結節点である。

高山駅西地区については、橋上駅舎化、東西自由通路、J R アンダーパスの整備等により、高山駅を中心として東西を往来しやすい環境が整った一方で、高山市民文化会館・高山市公民館（以下「高山市民文化会館」という。）や高山市総合福祉センター等の既存施設の老朽化への対応、商業と調和した住環境の形成が求められている。

令和4年度には、上記の状況を踏まえつつ、高山駅西地区ひいては市全体の人々の交流の促進とさらなる地域活性化を図るため、地区の将来の姿やその実現に向けた方針を示した「高山駅西地区まちづくり構想」を策定した。

さらに、構想で示した基本方針やまちづくりの方向性等について、公募市民や市内外の有識者にて構成した「高山駅西地区まちづくり検討会議」をはじめ、「パブリックコメント」、「駅西わくわくミーティング」、「アイディアBOX」等、様々な調査や活動を実施し、市民ニーズや意見を把握しながら検討を進めた。そして、令和6年度に、高山駅西地区における公的機能の配置、複合・多機能施設の具体的な機能・規模、立体駐車場や民間施設の概要、事業運営計画等を定めた「高山駅西地区複合・多機能施設整備基本計画」を策定した。

令和7年3月には、高山駅西地区複合・多機能施設を管理運営する事業者を選定しより効率的かつ効果的な管理運営につなげるようにしている。

本事業は、上記を踏まえ、高山駅西地区に複合・多機能施設、立体駐車場及び連絡通路の整備を行うことを目的とする。

(3) 別途公表する関係書類

- ・高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 募集要項
- ・別冊1 高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 要求水準書
- ・別冊2 高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 審査基準書
- ・別冊3(1) 高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 様式集
- ・別冊3(2) 高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 様式集

- ・別冊 4 高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 基本協定書（案）
- ・別冊 5 高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 基本契約書（案）
- ・別冊 6 高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 設計・工事監理業務委託契約書（案）
- ・別冊 7 高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 建設工事請負契約書（案）
- ・別冊 8 高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 事業用定期借地権設定契約書（案）
- ・参考資料 建設予定地等の状況に係る資料

(4) 業務内容

「高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 募集要項」及び「別冊 1 高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 要求水準書」参照

(5) 業務期間

本業務の業務期間は、市と事業者が協議して決定するものとし、想定している実施スケジュールは、下表のとおりとする。なお、本施設の供用開始は、令和 13 年 1 月を予定しているが、工事の進捗により変更が必要な場合は、市と事業者が協議して決定する。

年 月	内 容
令和 8 年 6 月～令和 12 年 10 月	設計・工事期間
令和 12 年 10 月	竣工
令和 12 年 11 月～令和 13 年 1 月	開館準備期間
令和 13 年 1 月	供用開始

(6) 提案上限価格

「高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 募集要項」参照

2 参加資格要件

「高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 募集要項」参照

なお、別添「暴力団排除に関する誓約事項」を確認し、参加表明書の提出をもって誓約、同意したものとする。

3 公募型プロポーザル参加者を選定するための基準

高山市競争入札参加資格者審査要綱第 10 条の規定を準用する。また、「別冊 2 高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 審査基準書」に基づき選定する。

4 業務担当部署

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町 2 丁目 18 番地
高山市総合政策部総合政策課

電話番号 ０５７７－３５－３１３１

5 参加表明書及び参加資格審査申請書類の交付方法等

(1) 交付期間

告示の日から令和７年１２月１７日 午後５時まで

(2) 交付方法

高山市ホームページ上に掲載した参加表明書及び参加資格審査申請書類をダウンロードすることにより交付する。

(3) その他

高山市ホームページによる交付が受けられない場合には、次により交付する。

ア 交付期間

告示の日から令和７年１２月１７日 午後５時まで

イ 交付場所

〒５０６－８５５５ 岐阜県高山市花岡町２丁目１８番地

高山市総合政策部総合政策課

電話番号 ０５７７－３５－３１３１

6 参加資格審査申請の方法等

「高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 募集要項」参照

7 募集要項等の交付等

(1) 交付期間

告示の日から令和８年３月２日 午後５時まで

(2) 交付方法

高山市ホームページ上に掲載した募集要項等をダウンロードすることにより交付する。

(3) その他

高山市ホームページによる交付が受けられない場合は、次により交付する。

ア 交付期間

告示の日から令和８年３月２日 午後５時まで

イ 交付場所

〒５０６－８５５５ 岐阜県高山市花岡町２丁目１８番地

高山市総合政策部総合政策課

電話番号 ０５７７－３５－３１３１

8 提案書等の受付等

「高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 募集要項」参照

9 審査方法

「別冊 2 高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 審査基準書」による。

10 その他

この告示に記載していない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び高山市契約規則（昭和 39 年高山市規則第 24 号）、「1
(3) 別途公表する関係書類」の定めるところによる。

暴力団排除に関する誓約事項

私は、高山市暴力団排除条例及び高山市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づき、下記事項について誓約いたします。なお、誓約事項に虚偽の内容があった場合等は、当該要綱及び関係法令等の処置に従います。

また、高山市の求めに応じ、当方の役員名簿等（有価証券報告書又は登記簿謄本の写し等）の書類を提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報等を、管轄する警察署に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (4) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (5) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

上記事項について、参加表明書の提出をもって誓約いたします。